

秦野市議会における新型コロナウイルス感染症対策

令和2年4月16日代表者会議決定

令和2年5月15日代表者会議決定

令和2年8月1日一部改正

令和2年11月2日一部改正

令和3年4月1日一部改正

新型コロナウイルス感染症が拡大している中、秦野市議会における感染症対策について、次のとおり実施する。

1 基本的対策

- (1) 倦怠感（強いだるさ）や呼吸困難（息苦しさ）、高熱等の強い症状がある場合や、基礎疾患があるなど重症化しやすい方で発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合、また、それ以外で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合は、別紙「行動フロー図」に基づき、会議を欠席するなど適切な対応をとる。
- (2) 手洗い、うがい、検温、マスク着用等、自身の健康管理を徹底するとともに、不要不急の外出を避けるなど、感染症の予防に努める。

2 本会議・委員会等の開催時の対策

- (1) 議場や会議室の入口に消毒液を設置し、手指の消毒を行う。
- (2) 議員や職員等はマスクを着用する（マスクは各自で調達）。
- (3) 大人数で長時間の会議を行うことを避けるとともに、会議中は、室内の窓を開け、外気を取り入れる。
- (4) 出席者同士が接近しないようなレイアウトに努める。対面となる場合、できる限り2メートル以上間隔を開ける。

3 傍聴する場合の対策

- (1) 傍聴の際は、マスクを着用し、咳エチケットを徹底する。
- (2) 議場や会議室への入室の際、手指の消毒を行う。
- (3) 発熱等、風邪の症状がある場合は傍聴を控える。

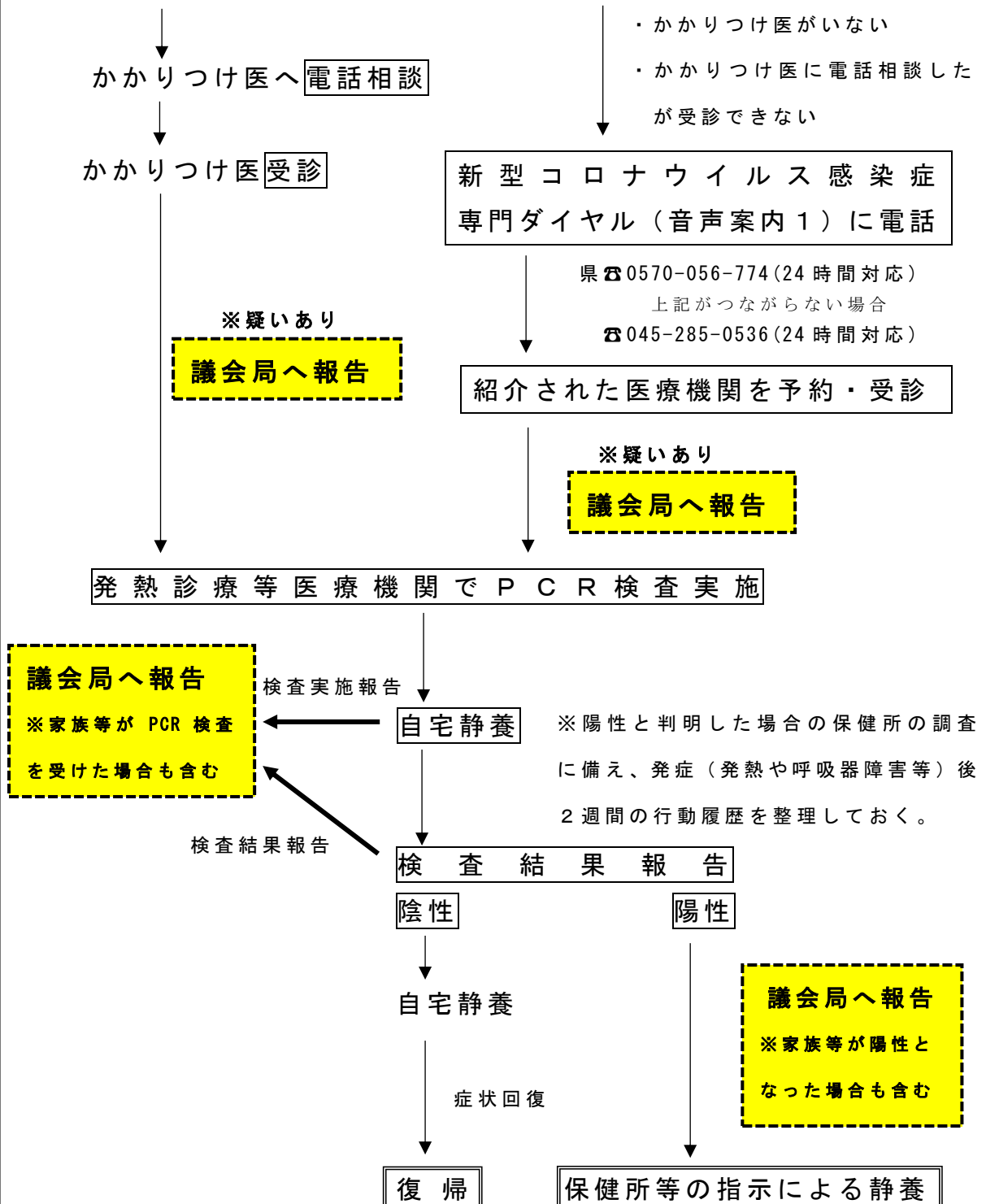
4 その他

- (1) 議員（家族等を含む）において、新型コロナウイルスについて、①感染の可能性が発生した場合、②PCR検査を受けた場合、③PCR検査の結果が判明した場合、④濃厚接触者となった場合は、いずれも議会局へ報告する（別紙行動フロー図参照）。
- (2) 議員が新型コロナウイルス感染者として認定を受けた場合、マスクミへの公表について検討する。

※公表（案）：年代、性別、保健福祉事務所から認定を受けた日、現在の状態（入院、軽症、自宅待機等）等

【行動フロー図】

- ① 倦怠感、呼吸困難、高熱
- ② 基礎疾患等で重症化しやすい場合、比較的軽い風邪症状
- ③ ①、②以外で、発熱や咳など比較的軽い風邪症状が続く場合



※濃厚接触者について

保健所より濃厚接触者として指定され、2週間の自宅待機を要請された場合、**議会局に報告**する（家族等が濃厚接触者となった場合も含む）。

※一般相談も新型コロナウイルス感染症専門ダイヤルへ（音声案内1以外）
県 ☎ 0570-056-774 または ☎ 045-285-0536（平日：9時～17時）